

## 日韓文化交流基金「表彰制度」申請要領

日韓文化交流基金では、基金の事業（青少年交流事業、助成対象交流事業等）に参加された個人、団体が、事後にその経験を活かして立ち上げ、実施されている優良な日韓交流事業やその成果に対し表彰状をお送りしています。

### 1. 【概要】

日韓文化交流基金が主催する青少年交流事業（JENESYS 事業）参加経験者、または助成制度による支援を受けた事業への参加経験者（あるいは事業実施団体）が、これらの体験をきっかけとして新たに立ち上げ、実施した交流行事、及びその成果（学校間での姉妹校締結など）のうち、優秀な案件に対し表彰状を贈呈します。

### 2. 【対象事業】

#### （1）対象事業の種類

・表彰制度の対象は下記の通りです。

- ① 日韓文化交流基金の事業への参加をきっかけにスタートした交流事業（既参加の基金主催又は助成対象事業と何らかのつながりがあるもの）
- ② 「申請者が参加した基金主催事業及び助成対象事業」あるいは「（これらをきっかけにスタートした）交流事業」の「成果」\*として形になったもの。

\*例えば、事業の結果「姉妹校、姉妹都市締結が実現した」、「『～～記念行事/大会』がスタートした」等、継続性が認められるものを想定しています。

#### （2）対象事業の条件

- ① 既の実施済みのもの（又は「決定し、結果が出ている」もの）であること。

- ② 日本と韓国の友好増進・相互理解の促進に資する内容であること。
- ③ 営利目的でないこと。
- ④ 政治的、宗教的目的を有するものではないこと。
- ⑤ 公序良俗に反するものではないこと。
- ⑥ その他、日韓文化交流基金の方針に反するものではないこと。

### 3. 【申請手続】

- (1) 下記のリンクからご申請ください。

<https://278e89d8.form.kintoneapp.com/public/0fa66018588cd0630cf6a57dcb84ae4c99b7fc79addc3c4c2c5de9a955303847>

- 団体・個人を問わず申請していただけますが、表彰の対象となるのは“事業自体”となります。

- (2) 当基金で申請内容を審査の上、「表彰状\*」発行の可否についてご連絡します。

\*「表彰状」は電子ファイルでの発行を原則とします。

### 【申請・問合せ先】

公益財団法人日韓文化交流基金 「表彰制度」担当者

〒105-0001 東京都千代田区神田三崎町 2-21-2 プライム水道橋 5F

Mail: hyosho (a) jkcf.or.jp

\*メールアドレスの (a) の部分を@に変えてお送りください

電話：03-6261-6790

以上